

令和4年度決算における
財政健全化判断比率審査
及び資金不足比率審査
意見書

西和賀町監査委員

令和5年8月

I 財政健全化判断比率審査

1. 審査の対象

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

2. 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

3. 審査の日時

令和5年7月31日（月） 午後1時00分～午後2時20分

4. 審査の場所

湯田庁舎 3階議員控室

5. 審査した監査委員

西和賀町代表監査委員 高橋政芳、西和賀町監査委員 菅原利明

6. 審査に立ち会った職員

企画課長 高橋光世、課長代理 刈田明宏、主任 有原隼人、主任 笹井徹、主任 斉藤未散
監査委員事務局長 小林英介、書記 刈田真理子

7. 審査の結果及び意見

審査に付された令和4年度決算に基づく、財政健全化判断比率は関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正であると認められた。

今後も、財政状況や社会状況の動向を踏まえ、計画的かつ持続可能な財政運営に努められたい。

8. 指標の結果

財政健全化判断比率（財政健全化法第3条関係）

指標	R4年度	R3年度	比較 (A)-(B)	【参考数値】		
	(A)	(B)		R2年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	20%	30%
③実質公債費比率	14.1%	12.8%	1.3%	11.2%	25%	35%
④将来負担比率	73.8%	79.4%	△5.6%	85.6%	350%	

< 指標の概要 >

上の表で示す数値が、国の基準値を超えた場合は、財政的に「危険」とみなされ改善に向けた計画を作成しなければならない。また、4指標のうち1項目でも早期健全化基準を超えれば「財政健全化計画」を、1項目でも財政再生基準を超えれば「財政再生計画」を定めなければならない。

※早期健全化判断基準の数値は、次のように定められている。

- ①実質赤字比率は、市町村は財政規模に応じて11.25～15%、都道府県は3.75%
- ②連結実質赤字比率は、市町村は財政規模に応じて16.25～20%、都道府県は8.75%
- ③実質公債費比率は、市町村・都道府県とも25%
- ④将来負担比率は、市町村は350%、都道府県と政令指定都市は400%

※財政再生基準の数値は、次のように定められている。

- ①実質赤字比率は、市町村は20%、都道府県は5%
- ②連結実質赤字比率は、市町村は30%、都道府県は15%
- ③実質公債費比率は、市町村・都道府県とも35%
- ④将来負担比率は、定められていない

【①実質赤字比率】

一般会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度に繰り越すべき財源などを控除した実質収支額が赤字の場合に、町税収入や地方交付税などの標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率である。

赤字ではないため「—」と表示している。

【②連結実質赤字比率】

町の全ての会計(一般会計のほか下水道、温泉などの特別会計も含む)を対象とした実質収支額が赤字の場合に、標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率である。

赤字ではないため「—」と表示している。

【③実質公債費比率】

町の一般会計などから支出する地方債元利償還金などの標準的な財政規模に対する割合である。数値が低いほど財政が健全であることを示している。

令和4年度の実質公債費比率は14.1%で前年度に比べ1.3ポイント上昇している。合併特例債の借入れ及びまちづくり振興基金積立事業の償還開始となったことが比率上昇の要因となる。

国の示す早期健全化基準(25%)は下回っている。

【④将来負担比率】

町の一般会計などが将来負担する借入金(地方債)や負債残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。数値が低いほど財政が健全であることを示している。

令和4年度の将来負担比率は 73.8%で前年度に比べ 5.6 ポイント改善している。企業債等への一般会計からの繰出し見込み額の減少などが改善の主要因となる。

国の示す早期健全化基準(350%)は下回っている。

II 資金不足比率審査

1. 審査の対象

- ① 下水道事業特別会計
- ② 農業集落排水事業特別会計
- ③ 温泉事業特別会計
- ④ 町立西和賀さわうち病院事業会計
- ⑤ 水道事業会計

2. 審査の方法

提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施した。

3. 審査の日時

令和5年7月31日(月) 午後1時00分～午後2時20分

4. 審査の場所

湯田庁舎 3階議員控室

5. 審査した監査委員

西和賀町代表監査委員 高橋政芳、西和賀町監査委員 菅原利明

6. 審査に立ち会った職員

企画課長 高橋光世、課長代理 刈田明宏、主任 有原隼人、主任 笹井徹、主任 斉藤未散
監査委員事務局長 小林英介、書記 刈田真理子

7. 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

令和4年度決算に基づく、資金不足比率はいずれの事業会計においても、資金不足が生じていない。

今後も健全な財政運営の維持に努められたい。

8. 指標の結果

公営企業会計資金不足比率（財政健全化法第22条関係）

会計区分	R4年度	R3年度	比較	【参考数値】	
	(A)	(B)	(A)-(B)	R2年度	国で示す早期健全化基準値
下水道事業特別会計	—	—	—	—	20%
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	—	
温泉事業特別会計	—	—	—	—	
町立西和賀さわうち病院事業会計	—	—	—	—	
水道事業会計	—	—	—	—	

<指標の概要>

町の公営企業会計ごとの収入と支出の差し引きが赤字(不足)の場合の事業規模に対する資金不足額の割合を示す指標である。

どの会計も資金が不足していないため「—」と表示している。